

食品安全委員会（第４９６回会合）議事概要

日 時：平成２５年１２月２日（月） １４：００～１５：０５

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：熊谷委員長ほか６名出席

傍聴者：報道３名、行政機関５名、一般６名

議事概要

（１）食品安全基本法第２４条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・遺伝子組換え食品等 １案件

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成１２年厚生省告示第２３３号）等の改正について

→厚生労働省から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

・特定保健用食品 １品目

蹴脂茶

→消費者庁から説明。

本件については、新開発食品専門調査会において審議することとなった。

（２）肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

・「ノルフロキサシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤（インフェック１０％液）及び豚の経口投与剤（インフェック２％散）の再審査」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとなった。

（３）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「メタアルデヒド」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「メタアルデヒドの一日摂取許容量を0.022 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・ 農薬及び動物用医薬品「ジノテフラン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ジノテフランの一日摂取許容量を0.22 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

・ 動物用医薬品「トリニューモウイルス感染症生ワクチン（ネモバックス）の再審査」に係る食品健康影響評価について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

また、食品安全委員会で既に評価結果を有している動物用生ワクチンの再審査に係る食品健康影響評価の方法の取扱いについて、動物用医薬品専門調査会において整理することとなった。

（４）食品安全関係情報（１１月２日～１１月１５日収集分）について

→事務局から報告。

米国食品医薬品庁（FDA）が１１月７日に公表した加工食品中の工業由来のトランス脂肪酸低減に向けた暫定的決定の概要について報告。